

なぜか、不揃いの『事務報告書』

近代の市町村は明治二二（一八八九）年施行の市制・町村制で初めて法制化され、昭和二二（一九四七）年の現憲法と地方自治法により、「民主主義の学校」となりうる制度の枠組を与えられました。この間、各町村が執り行ってきた行政実績は、年次報告である『事務報告書』にまづはまとめられました。なぜなら、町村制という法令の第一〇八条に、「予算表ヲ町村会ニ提出スルトキハ町長ハ併セテ其町村事務報告書及財産明細帳ヲ提出ス可シ」と明文規定があり（市制も同様）、町長には、次年度予算を審議する議会にこれを提出する義務があったからです。この『報告書』と『明細帳』は、議員に開示すべき行政側の実績一覧・自己評価でしたから、自治史をまとめる際にも基本史料となる公文書です。地方自治法には、同様の明文規定はないのですが、戦前以来のスタイルが同法以後も全国的に踏襲されており、事情はあまり変わりません。るところ、昭和二九年合併以前の各町村で作成されたはずの報告書は、市役所では保管されていません。伝存件数が町毎に大きく異なることから、大合併時に散逸したのみならず、旧町村時代の保管体制は、高砂・荒井・伊保・曾根の四町で見ると、合併まで六五

年ありますが、それぞれ二八件、二七件、二七件、六四件が伝存数で、高砂・荒井・伊保の伝存率はせいぜい四割強です。ただ、似た状況は全国的にもあります。ポリユームのある旧高砂町の報告書から、戦中・戦後の町勢ないし町政に関わる若干の「数字」を拾い出し、同報告書の重要性を改めて強調しておきたいと思えます。◇昭和一九年末現在、町内への縁故疎開者一六八人◇昭和二〇年、町内で実施された「家屋疎開」一三四人◇昭和二五年、町内の許可風俗営業一カフェー八軒等◇昭和二五年現在、町内の住宅・寄宿舍に住む世帯数と人数一三菱社宅（一四九世帯、六六六人）、鐘紡社宅（四九七世帯、二一四〇人）、同寄宿舍（一四七九人）等

（市史編さん専門委員 大森 実）

◀ 『昭和二十年高砂町事務報告書』（全四四ページ）の表紙写真

